

平成19年度 川崎市アートセンターの管理運営に対する評価について

1 指定管理者

(1)指定管理者	川崎市文化財団グループ（川崎市川崎区駅前本町12番地1）
(2)指定期間	平成19年10月1日～平成24年3月31日
(3)業務の範囲	・事業に関する業務 ・施設の運営に関する業務 ・施設及び設備等の維持管理に関する業務 ・その他施設の管理運営のために必要な業務
(4)運営方針	I 新しい芸術文化を創り発信する。(創る) II 芸術文化の担い手を育てる。(育てる) III 市民が質の高い芸術文化を楽しむ。(楽しむ) IV ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする。(ネットワークする) V 効果的・効率的運営をして、持続させる。(効果的運営)

2 運営・利用状況

評価項目	平成19年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 事業に関する業務	<p>①アルテリオ小劇場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が平成18年度中に企画・準備を行っていたオープニングイベント8事業19公演を実施した。施設開館を市内外へ広く周知することを目的としてオープニングセレモニー(式典、祝賀公演等)、演劇、人形劇、サイレント映画活弁&生演奏、新国立劇場研修所修了公演等の記念公演を実施した。 ・指定管理者企画の主催事業を6事業14公演実施した。クラウン・パフォーマンス、ドラムと映像、ダンスをコラボレーションさせたパフォーマンス、寄席、コンテンポラリーダンス、演劇、海外招聘公演等の多彩な内容(子ども向け、先鋭的なもの、高齢者向けのものなど)と幅広い年代に向けたプログラムを実施した。うち、コンテンポラリーダンスと演劇については、若手有望アーティストの創造支援と本施設からの芸術文化の発信を目的として、作品の企画・稽古段階から、指定管理者がアーティストと協働でつくりあげたものである。 ・劇団及び演出家との共催事業として2事業15公演を実施した。いずれもアーティストの創造支援を目的に実施したものである。 ・公演終了後に、市民とアーティストとの交流を目的にしたゲストトーク事業を12回実施した。 <p>主催事業(オープニングイベント) : 8事業19公演 (入場者数 2,511人) 主催事業 : 6事業14公演 (入場者数 1,287人) 共催事業 : 2事業15公演 (入場者数 1,338人)</p> <p>②アルテリオ映像館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値と豊かな芸術に触れる機会を提供することを目的として、新作、名画、秀作等のシネマコンプレックスでは上映機会の少ない作品を基本として、合わせて64本の多彩なフィルムを426回上映した。 ・市民と映画監督等のアーティストや映画評論家等との交流、及び市民が映画・映像芸術に対する理解を深め、映画・映像芸術における市民の裾野を広げることを目的にゲストトーク事業を36回実施した。 ・市民誰もが、多様な芸術を享受し、楽しめる場を提供することを目的として、視覚及び聴覚障害者に映画を楽しんでいただくためのバリアフリーの上映を6作品12回実施した。(視覚障害者には副音声ガイド付きで、聴覚障害者には字幕同期システムにて上映) <p>主催事業(オープニングイベントを含む) : 64作品426回 (入場者数 7,831人) ゲストトークの実施 : 36回 (入場者数 1,288人) バリアフリー上映の実施 : 6作品12回 (入場者数 112人) ※ゲストトーク及びバリアフリー上映の入場者数は、主催事業の入場者数と重複</p> <p>③その他の事業</p> <p>ア 青少年舞台芸術活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度は、前年度までの業務実施形態を引き継ぎ、市と協力し、「川崎市青少年舞台芸術活動実行委員会」を組織し、「かわさきヤングミュージカル2007～生きているから!～」を実施した。(公演会場は、川崎市男女共同参画センター) <p>イ KAWASAKILんゆり映画祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルテリオ映像館におけるオープニングイベント(11月15日～12月16日)については、KAWASAKILんゆり映画祭プレゼント(企画:KAWASAKILんゆり映画祭実行委員会)として、KAWASAKILんゆり映画祭実行委員会と協働し、実施した。 <p>ウ ワークショップ等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のアウトリーチ活動の一環として、子どもの表現力をテーマにしたワークショップを3事業実施した。(参加者数:363人) ・映画製作のワークショップを1事業実施した。(参加者数:31人) <p>エ 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープニング記念講演「新しい演劇」の創造と環境についての講演会を実施した。(入場者数:52名) <p>オ 展覧会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートセンターオープン記念展覧会(映画の街から～映画に生きる、映画と生きる～)をアートガーデンかわさきにおいて実施した。(入場者数:909人) ・写真展(映画をつくる子どもたち展)を実施した。(入場者数:40人) <p>カ 連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民組織、教育機関、文化団体等と連携を図ることを目的に「川崎市アートセンター運営協議会」を発足させた。(平成20年3月31日発足) 	<p>・市が指定したオープニングイベントを準備・実施し、施設開館を効果的に周知できた。【方針Ⅲに対応】</p> <p>・指定管理者企画で実施した主催事業は、本施設における芸術文化の創造、本施設からの芸術文化の発信を意識した事業内容であり、アーティストの育成を図るとともに、市民と芸術家との交流を促進し、市民が芸術文化に親しみ、楽しむことができるプログラムであった。【方針ⅠⅡⅢに対応】</p> <p>・今後も、本施設において数多くの芸術文化の創造活動が行われ、本施設から発信するとともに、事業内容のバランスを取り、芸術文化にかかる市民の多様なニーズに応えるような、より多くの市民を惹きつける事業を展開すること。</p> <p>・芸術性が高く、話題性のあるプログラム選定により、幅広い市民が芸術文化へ接する機会を作り、関心を高めることができた。【方針Ⅲに対応】</p> <p>・時間帯により、上映作品を替えるなどの工夫もあり、オープン半年にもかかわらず、一定程度の集客を維持している点は評価できる。【方針Ⅴに対応】</p> <p>・市民誰もが芸術文化を享受し、理解を深めるための取組として行っているバリアフリー上映やアーティストや評論家による講演付での映画上映は先進的な取組といえる。【方針ⅢⅣに対応】</p> <p>・今後も幅広い市民が映画・映像芸術をはじめとする芸術文化に関心を高めることができるような事業展開を図ること。</p> <p>・青少年舞台芸術活動事業について、今後は、指定管理業務として、「青少年の創造性と豊かな感性を育む」というこれまでの事業目的を継承、発展させる観点から指定管理者の豊富な専門的経験を活かした事業展開を図ること。【方針Ⅱに対応】</p> <p>・KAWASAKILんゆり映画祭は地域における市民主体の芸術文化活動であるため、今後も実施主体者と協働し、映画祭の実施を支援していくこと。【方針Ⅳに対応】</p> <p>・青少年が芸術文化に関心を持つ体験的講座としてのワークショップが実施された。また、3階のコラボレーションスペースを有効活用した写真展や講演会が実施された。今後も青少年や市民が芸術文化に関心を持ち、興味を持続させる入門編的なプログラムや体験的講座を積極的に実施すること。【方針ⅢⅣⅤに対応】</p> <p>・19年度に発足させた運営協議会を中心に、地域との連携に努めること。【方針Ⅳに対応】</p>

(2) 施設の運営に関する業務	①受付・案内業務 施設利用者への受付・案内は、明るく、ていねいに、迅速であることを全スタッフの厳守事項として、業務を適切に実施した。	・今後も利用者の立場に立った受付・案内業務を実施すること。
	②施設等の利用許可(貸館)に関する業務 ・地域団体等による一般利用はあったが、施設引渡しから開館までの期間が半月しかなかったため、貸館利用見込団体に対する営業が十分に実行できなかったこと、19年度は施設開館周知のためのオープニングイベントを集中的に実施したこと、一般利用には施設改修が不可欠な部分もあったこと等の理由により、19年度は貸館の本格的稼働状態には至らなかった。 【各諸室の利用率】(※自主・共催事業、設備点検等を含む) ・劇場: 85.7% ・楽屋: 85.7% ・映像ホール: 90.0% ・映像編集室: 22.6% ・録音室: 18.0% ・工房: 85.0% ・研修室: 40.6%	・20年度は、貸館利用の拡大に繋がるような広報活動や営業活動を開始すること。また、魅力ある自主事業を積極的に実施し、施設の認知度を高めること。【方針ⅣⅤに対応】
	③劇場、映像ホール、映像編集室、録音室及び工房の運営業務 ・施設の竣工・引渡しから開館までの短い期間であったにもかかわらず、各種設備機器の調整を進めながら、オープニングイベントを成功させた。 ・開館後も舞台、照明、音響、映写設備などの正常稼働に向けた調整・点検業務を行い、適切な運営・利用案内を実施した。	・開館までに必要な設備調整業務などを滞りなく適切に実施し、オープニングイベントを無事に成功できたことは評価できる。【方針Ⅴに対応】 ・基本協定書に基づき、良好な運営業務が行われている。【方針Ⅴに対応】
(3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務	・施設等の日常点検・定期点検、清掃業務・環境衛生業務、警備・空調等の管理業務等に関して適正な管理を実施した。 ・また、一般利用に供するには、施設改修が不可欠な部分が多く、一般利用への制限が不可避の実態があったため、危険箇所及び運営上の改修希望など15項目の改修要望を市に行った。	・基本協定書に基づき、良好な維持管理業務が行われている。20年度も質の高い業務及び効率的な管理を行うこと。【方針Ⅴに対応】
(4) その他施設の管理運営のために必要な業務	①広報・宣伝業務 ・施設案内リーフレット、オープニングイベントリーフレット、施設開館ポスターなどの印刷物を製作し、市内外へ広く配布・掲示を行った。 ・自主事業の実施にあたっては、個別にチラシを製作し、各事業のターゲット層へ配布を行った。 ・平成20年1月からは、主にアルテリオ映像館における映画上映についての情報をアルテリオオンネマニュースとして毎月発行している。 ・そのほか、各マスメディア、芸術専門誌などへ積極的に施設開館と事業実施に関する広報活動を実施した。 ・ホームページを活用した広報を積極的に行った。 ・電子メールを活用したメールマガジンの発行を行った。	・19年度は開館を周知する重要な年度であるとの認識のもと、様々な手段により、積極的に広報活動が展開されている。【方針Ⅴに対応】 ・引き続き20年度も市内外への施設の周知及び事業開催の周知を積極的に行うこと。
	②チケットの販売業務 ・各事業の特性に合わせて、コンビニエンスストアでのチケット発券を実施するなど、効果的なチケット販売業務を行った。 ・ホームページによるチケット販売システムを開館当初から稼働させ、実施した。	・ホームページによるチケット販売システムを構築し、開館当初から導入していることは評価できる。【方針Ⅴに対応】 ・20年度も市民誰もが利用しやすい方法によってチケット販売を行うこと。
	③アルテリオシネマ会員 ・主にアルテリオ映像館における映画上映事業の集客を図ることを目的に、アルテリオシネマ会員制度(有料)をスタートさせた。(会員数:534名)	・開館半年にもかかわらず、会員制度を導入し、一定数の会員を獲得している点は評価できる。【方針Ⅴに対応】 ・20年度もアルテリオシネマ会員数の向上及び利用する市民へのサービスの向上に努めること。

3 収支状況

評価項目	平成19年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 経費等の収支状況	<p>①収入</p> <p>※括弧内は予算額 19年度決算額=160,668,906円(177,531,000円) [内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場料収入 14,430,677円(28,323,000円) ・利用料金収入 3,908,180円(7,109,000円) ・補助金等収入 0円(10,000円) ・市受託料 142,038,040円(142,038,000円) ・受取利息 49,928円(1,000円) ・雑収入 242,081円(50,000円) <p>②支出</p> <p>※括弧内は予算額 19年度決算額=160,668,906円(177,531,000円) [内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演事業費支出 76,658,977円(85,184,000円) ・運営費支出 16,411,941円(17,080,000円) ・人事管理費支出 29,278,151円(29,340,000円) ・事務管理費支出 26,146,477円(45,927,000円) ・次期繰越額 12,173,360円(0円) 	<p>・19年度はオープニングイベントを中心に実施したため、20年度以降の収支状況が今後のベースになると考えられる。20年度及び21年度の収支状況を注視したい。 ・利用料金収入の安定と増収への取組を図ること。</p>

4 その他

評価項目	平成19年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 来場者からの意見・要望等の対応	①施設関係 正面入口の階段の傾斜がきついという意見が高齢者から多数寄せられたほか、バリアフリーの配慮不足への苦情、見にくい体裁優先のサイン表示への苦情が多く寄せられたため、市と対応を協議している。施設正面の歩道上の段差で転倒事故が発生し、スタッフにより適切に対応した。	・来場者の怪我に丁寧に対応するなど、概ね適切な対応が行われている。20年度も職員間での情報の共有化を図り、利用者へのサービスの向上に努めること。
	②運営関係 おおむね好意的な意見をいただいたが、受付対応に対する苦情が1件あったため、当該スタッフと苦情が寄せられた原因等を話し合い、お客様に対する応接態度を再確認するとともに、お客様にこのことを後日報告し、御理解いただいた。	・利用者の不満を迅速に処理するなど、概ね適切な対応ができています。20年度も利用者へのサービスの向上に努めること。
(2) 個人情報の保護	平成17年4月1日に制定した財団法人川崎市文化財団個人情報保護方針に基づき、個人情報を正確かつ安全に取り扱うことを徹底した。	・川崎市個人情報保護条例を始め、関係法令の遵守がなされている。20年度も研修教育をはじめ、業務委託先企業も含めて、個人情報の保護の徹底を図ること。

5 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

<p>川崎市アートセンターは、芸術文化の創造、発信、及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与することを目的として設置した芸術文化施設である。運営方針は、第1に「新しい芸術文化を創り発信する(創る)」こと、第2に「芸術文化の担い手を育てる(育てる)」こと、第3に「市民が質の高い芸術文化を楽しむ(楽しむ)」こと、第4に「ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする(ネットワークする)」こと、第5に「効果的・効率的運営をして、持続させる(効果的運営)」ことであることを踏まえ、管理運営状況について検証する。</p> <p>平成19年3月に指定管理者の指定を受けた川崎市文化財団グループは、平成19年5月1日に開館準備業務を市から受託し、平成19年10月1日から指定管理者として、指定管理業務を開始し、平成19年10月31日に施設の開館を迎えたものである。</p> <p>平成19年度は、本施設を市内外に広く周知するための重要な年度であるとの認識のもと、指定管理業務は遂行されており、設備調整や市が指定したオープニングイベントの準備・実施を行い、施設開館を効果的に周知できたことは評価できる。</p> <p>運営方針の第1の(創る)については、作品の企画・制作過程からアーティストと指定管理者が協働で事業を行う取組がみられた。</p> <p>第2の(育てる)については、子ども向けのワークショップが積極的に実施されていた。アーティストの育成については、開館半年で成果をあげられるものではないので、長期的な展望のもと、計画的に実施することが求められるものであるが、どのような手法で進めていくかについては今後の課題であると考えられる。</p> <p>第3の(楽しむ)については、多彩なプログラム・ジャンルで自主事業が提供され、幅広い層の市民誰もが芸術文化に親しみ、関心を高め、アーティスト等との交流を深められるように、工夫した内容で実践されていた。また、映画のバリアフリー上映の取組等は、先進的な取組であったといえる。</p> <p>第4の(ネットワークする)については、19年度に発足させた運営協議会を中心に地域との積極的な連携方策の実施が望まれる。</p> <p>第5の(効果的運営)については、利用料金収入の安定と増収への取組を開始する必要がある。</p> <p>以上のことから、平成19年度はオープニングイベントの実施を中心に実施したため、全体として本格的な取組はこれからであるが、開館初年度としては、概ね順調に指定管理業務を実施することができたと考えられる。</p>
--

6 来年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

<p>開館後数年間は施設の評価が定まる大事な期間であるので、平成20年度も、多様な市民ニーズに応え、アーティストの育成につながるような、魅力ある自主事業を積極的に実施し、施設の認知度を上げることに努めるとともに、入場者数及び入場料収入の確保にも留意すること。また、その際には、アートセンターの設置目的、及び平成20年度の目標・課題について、スタッフ全員が共通の認識と視点を持って取り組むこと。</p>
--